

# 通所・予防通所・リハビリテーション料金表

介護老人保健施設 しんわ走水荘  
平成 29 年 4 月 1 日改正

## ●通所リハビリ基本サービス 1日(6時間～8時間)の負担額

通 所 リ ハ ビ リ				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
766 円	924 円	1,079 円	1,238 円	1,394 円

## 通所リハビリの加算

入浴介助加算	53 円 / 回	入浴された場合
リハビリテーション マネジメント加算 I	243 円 / 月	リハビリの定期的な評価に必要な加算(月 4 回以上利用) 開始後、1ヶ月以内に居宅訪問が必要
リハビリテーション マネジメント加算 II	1,077 円/月	開始月から6ヶ月以内
	739 円 / 月	開始月から6ヶ月超
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	116 円 / 回	退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内
重度療養管理加算	106 円/回	要介護3以上であって、別に厚生労働大臣定める状態にあるものに対して、医学的管理を行った場合(頻回の喀痰吸引、胃瘻、褥瘡など)

## ●予防通所リハビリ基本サービス 1ヶ月あたりの負担額

	予防通所リハビリ	
	要支援 1	要支援 2
利用回数	週に 1 回程度	週に 2 回程度
1ヶ月あたり	1,912 円	3,920 円

## 予防通所リハビリの加算

運動機能向上加算	238 円/月	運動器の機能向上を目的として個別のリハビリを実施した場合	
選択的サービス 複数実施加算	I 507円/月	運動機能向上加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算	2種類実施した場合
	II 739円/月		3種類実施した場合

## ● その他サービスを希望される場合に必要な加算

### 通所・予防通所リハビリ 共通加算

栄養改善加算	159 円	個別に栄養・食事相談を行います。(月 2 回を限度)原則 3 月以内、 医師の判断により 90 日経過後も継続可	
介護職員処遇改善加算 I	—	所定単位数に 4.7%を乗じた単位数の一部負担額分	
サービス提供体制強化加算(I)イ	要介護	19円/回	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合
	要支援 1	76円/月	
	要支援 2	152円/月	
サービス提供体制強化加算(I)ロ	要介護	13円/回	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が 40%以上の場合
	要支援 1	51円/月	
	要支援 2	102円/月	
サービス提供体制強化加算(II)	要介護	7円/回	勤続3年以上の職員の割合が30%以上の場合
	要支援 1	26円/月	
	要支援 2	51円/月	

## ● 施設利用料(共通)

項 目	利 用 料
食費(昼・おやつ)	890 円/日
おむつ代	施設にておむつを提供した場合、自費でいただきます。
教養娯楽費	行事費用、クラブ活動費。参加者は自費で頂きます。

## ● 送迎が実施されない場合

片道	▲50円
----	------

※医療・介護一括法(地域医療介護総合確保推進法)の成立により、

2015 年 8 月以降、年金収入が 280 万円以上の人は介護費用自己負担額が 2 割となります。